

高齢者等に対する農福連携について

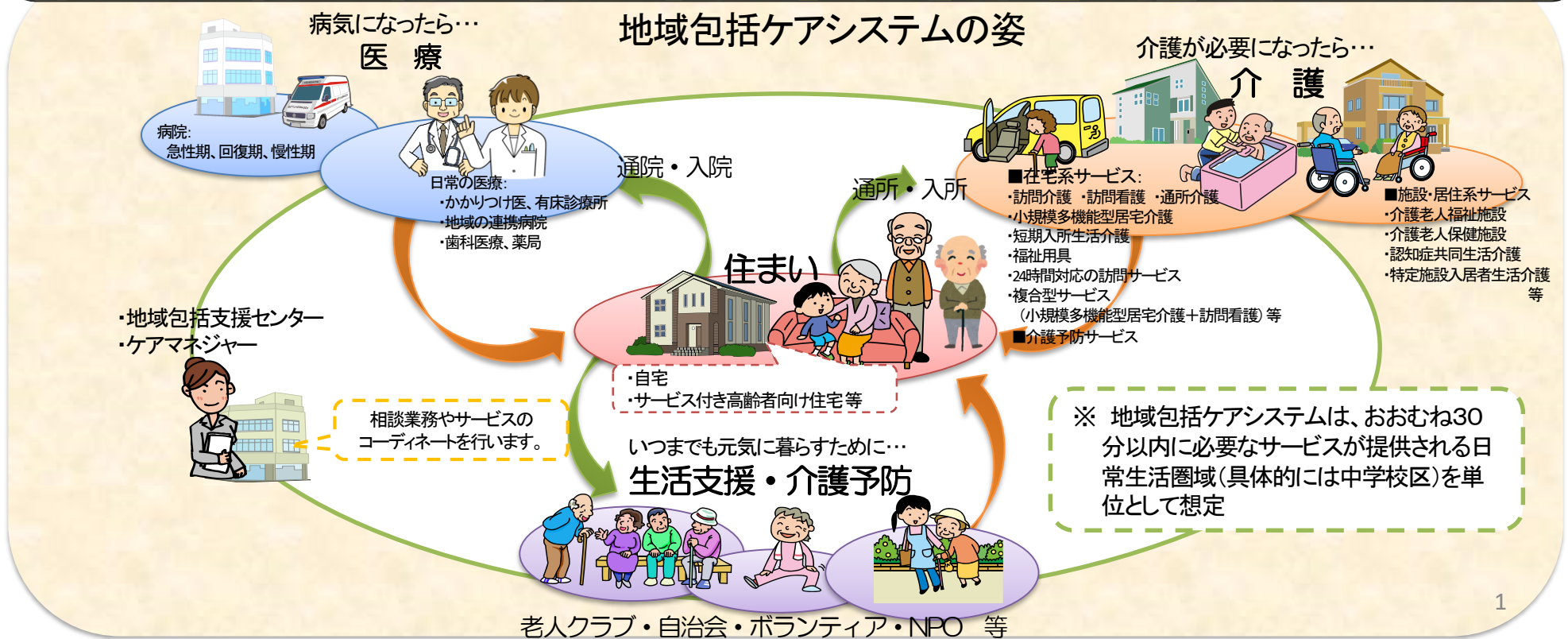
令和4年8月30日

中国四国厚生局地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進官 吉原 貞典

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

障害者

地域移行、地域生活支援

就労支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

生活困窮者支援

子ども・子育て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

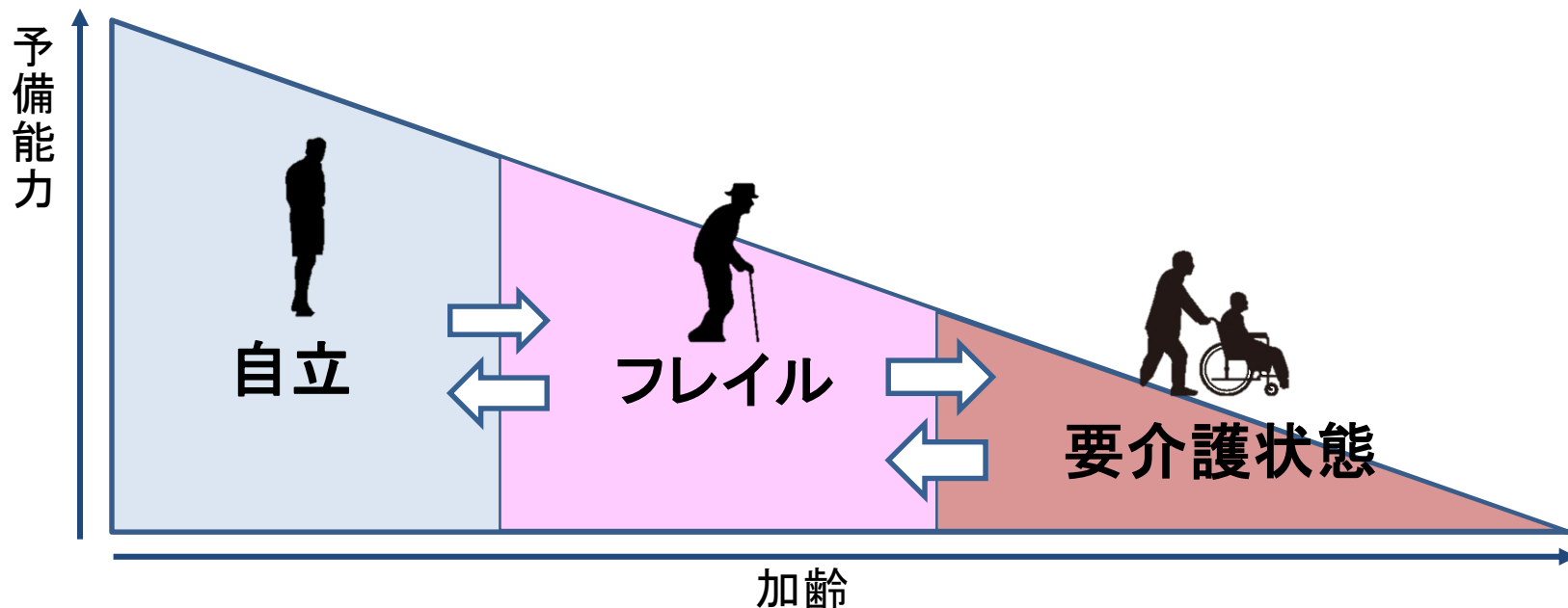
土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

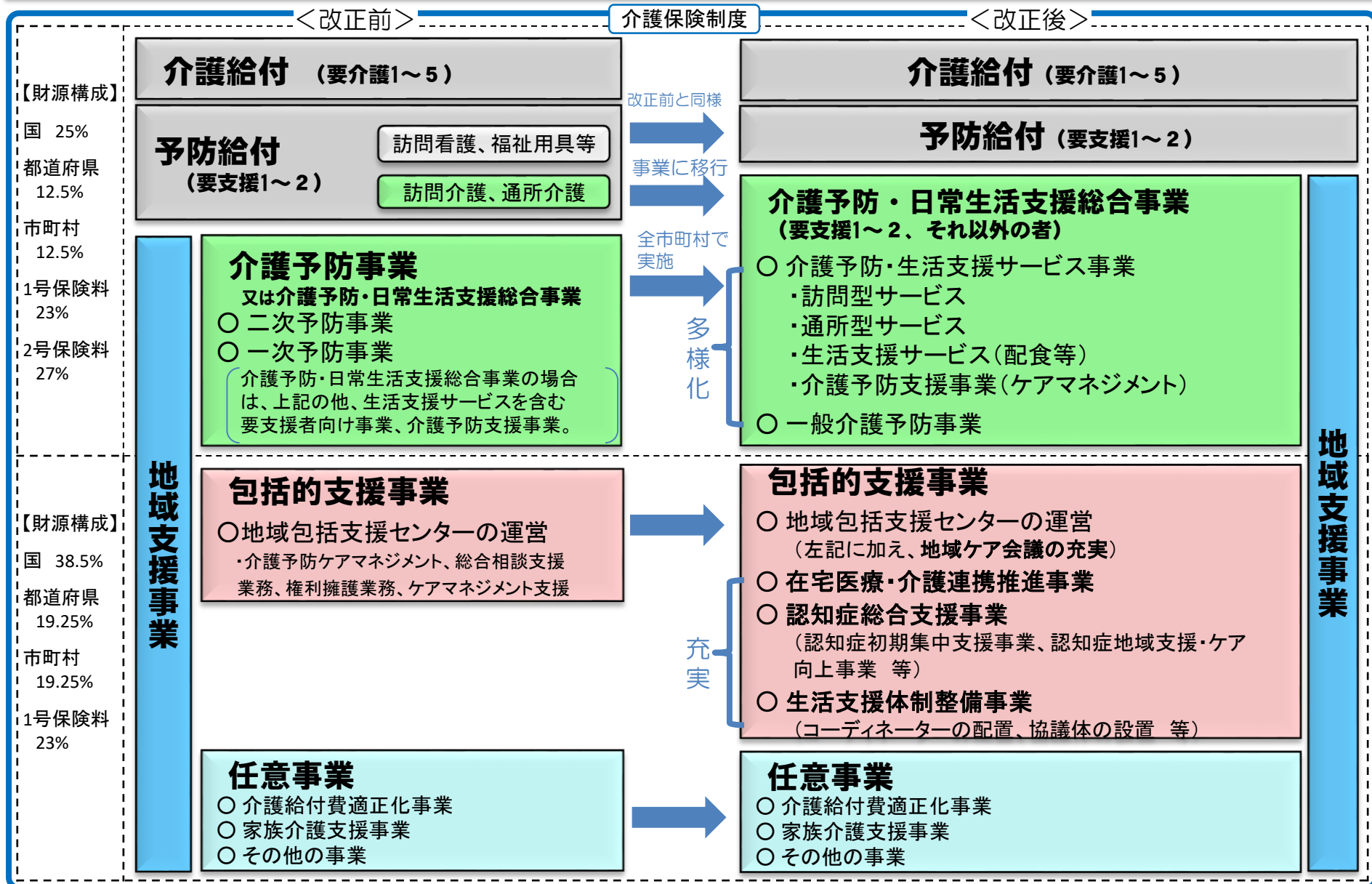
高齢者の健康状態について

- ・「フレイル」とは「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す用語である。
- ・フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、**身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく**、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。

『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）

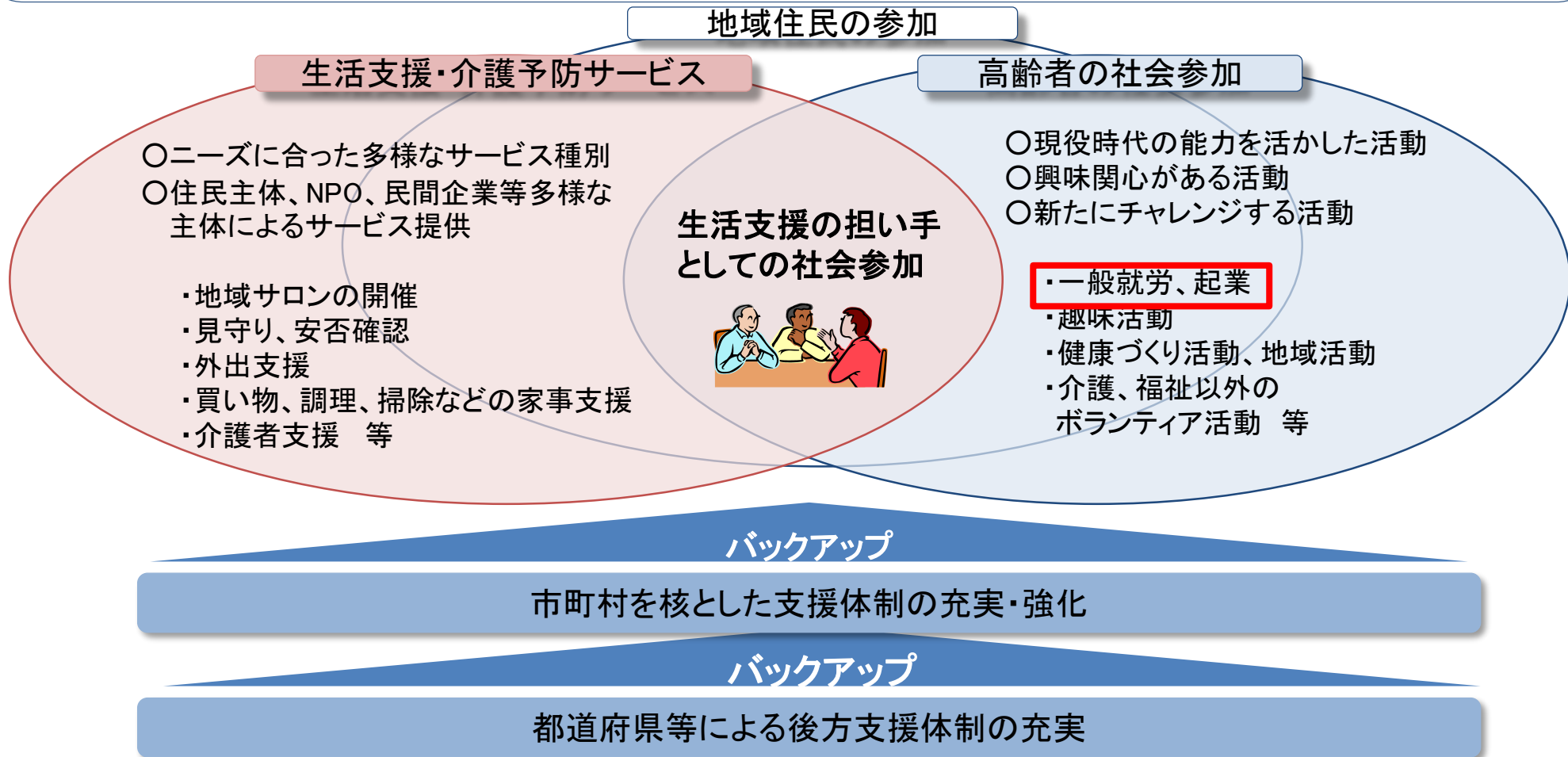


地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



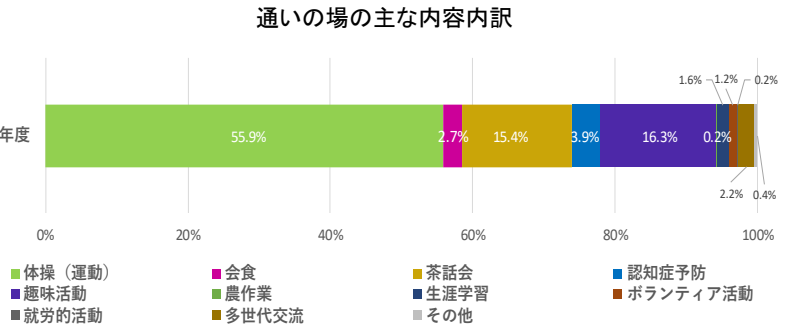
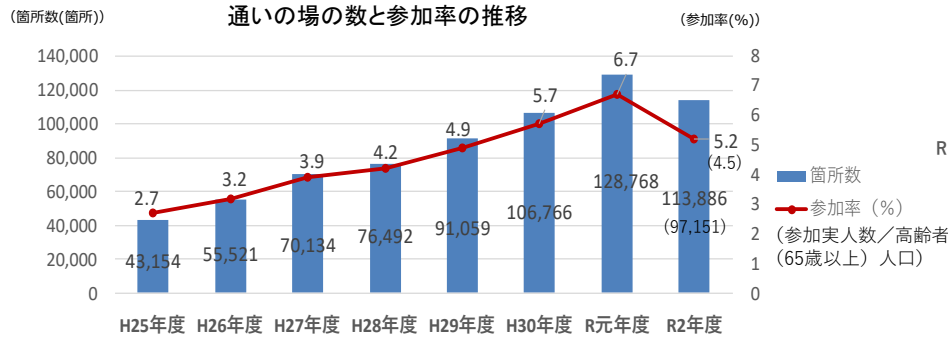
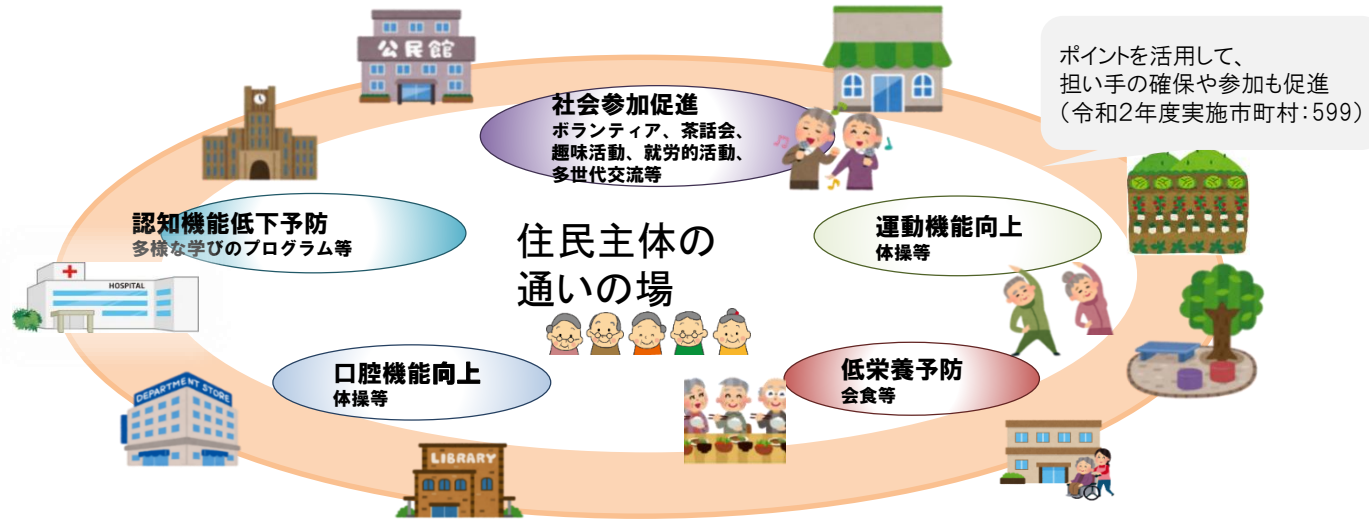
生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進。
- 通いの場の数や参加率は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は減少。取組内容としては体操、趣味活動、茶話会の順が多い。



(介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(令和2年度実施分)に関する調査)

(参考)事業の位置づけ: 介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 等

【財源構成】
 国: 25%、都道府県: 12.5%、市町村: 12.5%
 1号保険料: 23%、2号保険料: 27%

通いの場の類型化について

- 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ（令和元年12月）」を踏まえ、多様な通いの場の展開を図るため、令和3年8月に「通いの場の類型化について（Ver.1.0）」を公表。
- 先進的な事例等を参考に、「だれが（運営）」「どこで（場所）」「なにを（活動）」の3つの視点から、通いの場の類型化を行い、具体的な事例も紹介。

| 運営 ※ | × | 場所 | × | 活動 |
|------------------|---|-------------------|---|------------|
| 住民個人(有志・ボランティア等) | | 個人宅・空き家 | | 体操(運動) |
| 住民団体(自治会、NPO法人等) | | 公民館・自治会館・集会所 | | 会食 |
| 行政(介護予防担当部局) | | 公園 | | 茶話会 |
| 行政(介護予防担当部局以外) | | 農園 | | 認知症予防 |
| 社会福祉協議会 | | 学校・廃校 | | 趣味活動 |
| 専門職団体 | | 医療機関の空きスペース | | 農作業 |
| 医療機関(病院、診療所、薬局等) | | 介護関係施設・事業所の空きスペース | | 生涯学習 |
| 介護関係施設・事業所 | | 店舗の空きスペース・空き店舗 | | ボランティア活動 |
| 民間企業 | | | | 就労的活動 |
| | | | | 多世代交流 |

※住民以外が運営する場合でも、住民が主体的に取り組むことに留意すること

- <「通いの場」の捉え方> 上記の類型化も参考に、
- ① 介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること
 - ② 住民が主体的に取り組んでいること
 - ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと
 - ④ 月1回以上の活動実績があるもの

なお、類型化で示しているものは例示であり、多様な通いの場の取組が展開されるよう、今後も先進的な事例等を参考に更新予定

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」を踏まえ、明確化する範囲

就労的活動の普及に向けて（地域支援事業交付金関係）

- 地域支援事業は、高齢者が**要介護状態等となることを予防**するとともに、**地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するもの**
- 令和2年度からは、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する観点から、地域支援事業の**包括的支援事業（生活支援体制整備事業）**において、新たに**就労的活動の普及促進策を創設**
- 具体的には、**就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置**を推進

秋田県藤里町の事例 （生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート）

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局（社会福祉協議会）に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことを通じ、生涯現役を希望する全ての人々が活躍できる環境づくりを目指している。

【働き方登録票】

| 性別 | 年齢 | 働く仕組み | 働く方 |
|-----|-------|------------------------|------------------|
| 高齢者 | 65歳以上 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| | 60歳以上 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| | 60歳未満 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| 若年者 | 65歳以上 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| | 60歳以上 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| | 60歳未満 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| その他 | 65歳以上 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| | 60歳以上 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |
| | 60歳未満 | 定年退職後、定年退職後1年以上経過している方 | 定年退職後1年以上経過している方 |

【ふきの皮むき作業】



熊本県水俣市の事例 （一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携）

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づくり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、**一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施**。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景①】



【活動風景②】



<参考> 「健康立国の実現に向けて」（令和元年7月23日全国知事会）（抄）

【提言③介護予防・フレイル対策】

- 高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのための**マッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保**

1

リタイヤ農業者型農業 高知県越知町

高知県越知町「中大平地区」

～総務省 集落支援員制度の活用～

役場内の関係各課が話し合い、2016年度より山間地域にある限界集落（高齢化率50%以上）の「中大平地区」における高齢者の介護予防と地域農産物の振興を目指し、野菜づくりの支援を行っている。元々農業を中心に働いていた高齢者や家庭菜園などで生産していた高齢者が、町による集落支援員の配置などの選果・運搬・販売にかかる支援を受けることで、伝統野菜等の生産や販売に取り組めるようになった。中大平地区21世帯のうち8世帯（約20人）が参加し、毎週水曜・日曜の朝に生産した野菜を持ち寄り、値決め、バーコード貼りなどを行い、軽トラックへ積み込み、出荷している。2018年度売上は約340万円（2017年度約190万円）、より品質の高い商品もつくるようになった。生産された農産物は、直売所での販売商品およびふるさと納税の返礼品として出荷されている。



効果

- **福祉側** 介護予防/交流機会創出/
新たな収入機会
- **農業側** 伝統野菜の継承/農産物
安定供給・品質向上/
農地保全

ポイント

- 保健福祉課・産業課・企画課等が連携
- 集落支援員による高齢者が
できないことの支援
- 引きこもり防止・見守り・
交流・新たな収入
- 介護予防と農産物生産振興が目的

社会福祉法人香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」

～厚生労働省 一般介護予防事業の活用～

2013年より介護保険事業における介護予防対策として実施し、男性も参加しやすいメニューとして農的活動を行っている。市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画(1区画5×6m)に分け、市の広報誌で参加者を募り、農業経験のない定年退職者が、地域の有機農家の指導を受け、通年で栽培を行っている。参加者は無料で参加し、農機具は自分で用意する。月2回農家が指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ4人が、交代で対応や菜園管理をしている。28世帯・28人(うち男性12人)が登録し参加している。参加者は60歳以上(複数人利用の場合、1人が60歳以上が要件)であり、60歳代、70歳代、80歳代が参加している。月曜～土曜8:30～17:00の間は、自由に出入りができ、生産や収穫をすることができる(ただし農産物販売は禁止)。菜園までは車、自転車、徒歩などで、自力でやって来る。一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者5名ほどが参加することもある。また参加者の一部が独立し、農業生産と販売を開始している。



効果

- **福祉側** 介護予防/交流機会創出/
新たな人間関係創出/
コミュニケーションが活発化
- **農業側** 農地保全/新たな担い手創出

ポイント

- 総合事業の一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる



JA庄原 デイサービスセンター「ひまわり」

～厚生労働省 通所介護事業において～

2004年より介護保険事業におけるデイサービスセンターの介護サービスを利用する利用者へのレクリエーション、機能訓練のメニューとして農的活動に取り組んでいる。施設敷地内には花壇を整備し、施設から徒歩2、3分のところにある5×10mほどの畑を地域農家より借りている。花壇は、JA女性部の花野菜づくりグループが介護職員とどのような花を植えるか1年に1回計画し、利用者と女性部が種まきなどを行っている。月に1回程度、利用者約5名が看護師1人、介護士1人、ボランティア（園芸福祉士の資格を有する女性部会員）1人と共に、午前中の1時間ほどの間、定植や草取り、収穫などの作業を行っている。普段の施肥や農薬散布、耕起などの作業は介護職員（元JA職員）が行う。収穫時には、隣にある保育園の子どもが年に2、3回、畑で利用者と一緒に収穫し、また収穫した野菜はデイサービスの昼食の食材として利用し、さらに利用者自らがおやつや昼食のおかずを調理している。



効果

利用者の表情が豊かになった/コミュニケーションが活発化/地域との交流
 なお、畑に出ると杖や歩行器を置き忘れ、自立歩行する利用者もいる。

ポイント

- デイサービスにおけるレクリエーションまたは機能訓練として実施
- 農地を借りて実施
- 職員が園芸福祉士の資格を取得
- 利用者が生産した農産物を加工
- 生産した農産物を昼食やおやつにしている

その他の事例



広島県
府中市

定年退職者型農業

農事組合法人上下南農産

- 上下南地区の集落営農組織を法人化し、定年退職者等が非正規雇用され、農業生産や食品加工を行っている。
- 個人事業として農業に従事するより、雇用されることで気楽に無理なく従事でき、また交流機会になっている。
- 高齢になってもできる作業を割り当てることで、個人に合った作業が可能となっている。結果として、農地保全や生きがいづくり・社会参加等の介護予防に繋がっている。



高知県
安芸市

介護予防型農業的活動

高知県安芸市

(協力：高知県安芸福祉保健所)

- 高知県は地域福祉活動を推進するため市町村が実施できる「あったかふれあいセンター事業」を整備している。安芸市は拠点に「安芸市あったかふれあいセンター」を設け、運営を民間企業へ委託し実施している。
- その一か所で、元気な高齢者、要支援1・2、チェックリストの高齢者を対象とした介護予防にかかる事業として、体操などに加え収穫したナスの袋詰め作業を週1回行っている。地域の農業者から受託し、1日2～3箱梱包し、収入は利用者全員の活動などに活用している。



広島県
三次市

介護サービス型農業的活動

農産/エネルギー産業/林業

社会福祉法人優輝福祉会

- 三次市の運営していたビニールハウスを2019年より継承し、トマト栽培に取り組み、生産したトマトの加工も行っている。デイサービス事業と就労継続支援B型事業の利用者が、共に定植や栽培管理をしている。
- 社会福祉法人が地域の遊休施設を再生し、高齢者や障害者の活躍する場を創出している。当法人では要介護認定高齢者を「プレミアムチャレンジャー」とし、さまざまな作業に従事してもらい、地域通貨を支払い、高齢者のやる気を引き出している。また障害者が高齢者施設の給湯にかかる木質バイオマス利用・木材伐採等に従事している。

農業分野と障害福祉分野の連携について

農業側

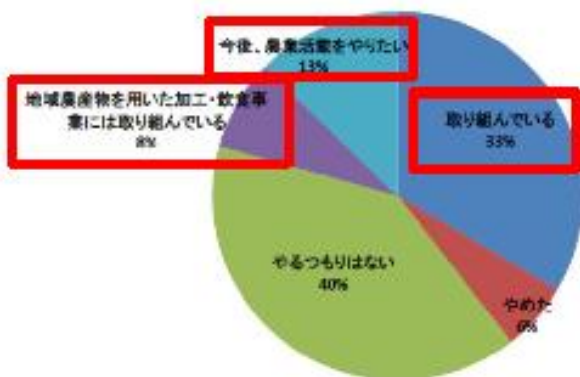
- 従事者が減少・高齢化する中、労働力として期待
- 障害者への就労機会の提供が社会貢献に
- 地域での取組みによって、農地管理や規模拡大にも効果

福祉側

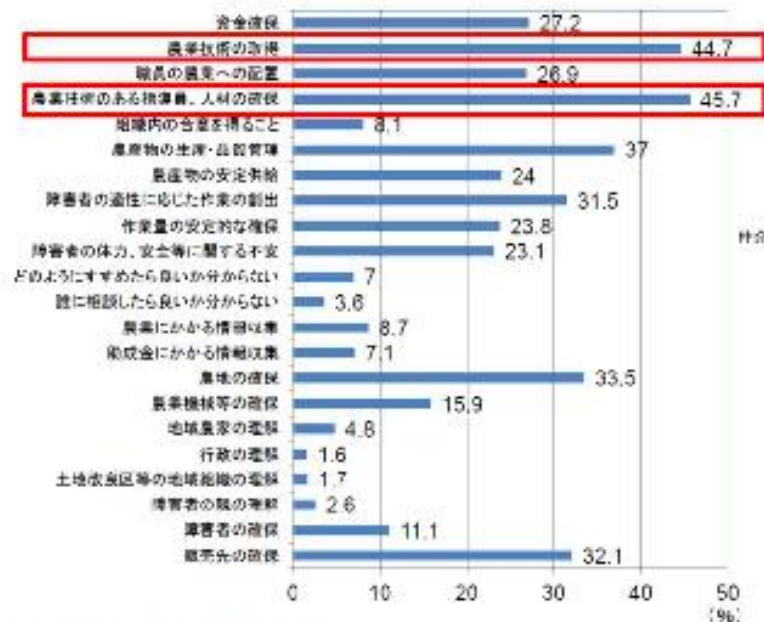
- 障害程度や作業能力に応じた作業の用意が可能
- 自然とのふれあいにより情緒が安定
- 一般就労に向けての体力・精神面での訓練に有効
- 地域との交流機会を創出

- 障害者施設における農業活動の取組状況を見ると、「取り組んでいる(33%)」、「今後、農業活動をやりたい(13%)」。
- 開始時の課題としては、「農業技術のある指導員、人材の確保」、「農業技術の取得」が多い。また、必要な支援は、「農業技術指導(57.2%)」が最も高く、次に「販路確保の支援(42.7%)」。

障害者施設における農業活動の取組状況



農業活動開始時の課題



必要な支援



農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト (工賃向上計画支援等事業特別事業)

令和3年度予算額
337,645千円

令和4年度予算額
→ 337,648千円

増▲減額
+3千円

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。(ブロック単位でも開催可)

○意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の
支援等※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) (社福)進和学園(神奈川県)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取り組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 2017年度の平均月額賃金:約15万円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

(事例2) (株)九神ファームめむろ(北海道)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 2017年度の平均月額賃金:約11万円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1) (社福) ころん (福島県)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取組むことで、地域の農業を支えている。
- 2017年度の平均月額工賃：約2万6千円

(事例2) (社福) 佛子園 (石川県)

- 当該事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 2017年度の平均月額工賃：約2万1千円



実践事例集 5-1 NPO法人香川県社会就労センター協議会

県内の福祉事業所、県福祉・農業部署、JAの連携によるマッチング支援体制の構築

【主導】
中間支援組織

【取組内容】
共同受発注

【工夫点】
仕事の創出と参加者の増加

【効果】
農家と施設双方にメリット

■活動主体の概要

- NPO法人香川県社会就労センター協議会（以下、協議会）は、香川県内の障がい者の工賃向上を目指す就労支援B型施設を中心に組織されたNPO法人である。昭和58年に結成され、平成22年から現形態に移行した。

■農福連携の支援背景・目的

- 農家の労働力不足から作付面積の減少、遊休農地の拡大が進行し、香川県の農産物の生産量の維持・拡大は困難な状況にあった。
- こうした状況を背景に、平成20年に香川県の障害福祉課と農業生産流通課が農福連携に目を留め、JAから情報を得てイチゴやにんじくの収穫作業を試行的に行った。その後、平成23年度から同協議会が窓口となり、にんじくの収穫作業を琴平の農家で試行として実施したところ好評を博し、県内一円に広まっていった。

■農福連携の取組体制・取組内容

- 平成27年からは、年間計画書から毎月計画書（カレンダー）に変更し、翌月の農作業の内容等をJA・大規模農家・個人農家から聞き取り、約30の会員施設に作業の情報及び予定表を送付し、参加可能な施設とマッチングを図っている。

■農福連携の取組の工夫点と効果

【大規模農家を中心とした多様な仕事の創出】

- 平成27年から、メイン作業であるにんじく以外の時期には、大規模農家を中心となり、作業の分担、道具の利用、業務環境の改善等を図ることで、多様なレベルの障がい者が農作業に参加し易い環境を整えている。

【農作業単価の向上】

- 平成28年から、県の最低賃金の上昇率を根拠に、農作業単価の改定について、影響力の高いにんじく栽培関係者に対して説明を行ったことで、値上げを実施することができた。

【参加施設の増加】

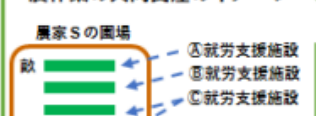
- 平成30年から、県やJAと連携し、農作業に参加する施設を増やすための説明会や研修会を実施することで、参加施設の増加を図っている。

■農福連携に取り組みたい人への応援メッセージ

- 今、農福連携に取り組みたくない企業や団体の方は、障がい者とはどんな人か、障がいの種類や特徴はどんなものか知らないから不安だと思います。一方、障がい者は、どんな仕事があるのか、どのようにしたら作業が可能なのかわかりません。
- 一度、農作業の現場を施設の職員さんと利用者さんに見てもらい、試行してもらいたいと思います。結果がすぐに出る場合と、少し時間が必要な場合もあり、できない場合もあります。まず、施設の職員さんに仕事内容や作業の仕方のポイントや注意点を説明し、理解してもらいます。利用者さんの特徴は普段施設内で一番接している職員さんが知っていますので、この利用者さんならできるとか、こうやったらこの利用者さんでも作業は可能だと判断します。やはり一番はやってみることだと思います。

※共同受注⇒大口の受注も可能

農作業の共同受注のイメージ



社会就労センターの役割：
受注（契約）、発注（契約）、
作業内容調整、スケジュール、
現場確認、請求（農家）、支
払い（施設）等々

【取組体制】

